ホ　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

(1)　基本的な考え方

昨今の経済情勢をみれば、人口減少・少子高齢化に伴う国内市場の縮小等による競争環境の激化や第四次産業革命等の新技術の出現による産業構造の変化に伴う海外市場参入や新ビジネス創出等、国内の事業者が抱える課題は一層複雑化している。

この現状を踏まえ、地域経済牽引事業を効果的に促進するためには、例えば研究開発支援・事業化支援・販路開拓支援などの各種支援について、事業の発展段階に応じた適切かつ一気通貫の支援を途切れることなく提供していくことや、複数の地域経済牽引支援機関が相互に不足する支援機能を補完し、連携して事業者の多様な支援のニーズに応えていくことが求められる。

(2)　支援の事業内容及び実施方法

地域経済牽引事業を行う事業者の多様な支援の求めに応えるために、各分野に強みを有する地域経済牽引支援機関及びその支援内容としては、次のようなものが想定される。地方公共団体は、これらを踏まえ、促進区域で期待される支援の事業内容とその主体、実施方法としての連携支援計画の作成等について具体的に記載するものとする。

①　技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

公設試験研究機関（工業試験場等）による事業化につながるような効率的な研究開発支援、技術移転機関等を活用した大学等の研究成果の企業等への技術移転の支援、研究成果の普及等

②　市場に関する調査研究及び情報提供

産業支援センター等が有する技術情報・人材情報・特許情報・市場情報等の事業者が必要とする情報の提供や、地域に賦存する市場ニーズと研究シーズのマッチング支援等

③　経営能率の向上の促進、経営改善支援

商工会・商工会議所、大学等による経営能率の向上に資するような人材育成支援、地域銀行や弁護士・公認会計士・税理士等によるローカルベンチマークを活用した経営改善や円滑化の支援、販路開拓のためのマーケティング支援等

④　資金の融通の円滑化

地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が行う、技術開発、製品開発、生産、販売、流通等の事業の発展段階に応じた融資による支援等

⑤　研修

業界団体やＮＰＯ、中小企業診断士会等が実施する技術開発力や販路開拓、労務管理・マネジメントの能力等の向上のための研修・セミナー等

⑥　事業承継支援

地域経済牽引事業を行う事業者にとって必要不可欠な中小企業・小規模事業者等の事業承継支援や、地域経済牽引事業を行う事業者が関連する事業者の再編・統合等を行う場合の事業承継・事業再編支援

ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)　基本的な考え方

法第四条第四項及び第十一条第四項において、基本計画及び土地利用調整計画は、土地利用関係の諸計画等と調和を保つこととされていることから、例えば次のような土地利用関係の諸計画等との調整方針等について、基本計画において具体的に記載するものとする。

①　国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画

②　都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針

③　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に規定する基本方針及び基本計画

④　河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む。）の計画

⑤　農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

重点促進区域の設定に当たっては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図ることが必要である。また、既存の工業団地、遊休地、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地の把握を行い、こうした用地が存在する場合には、その活用を優先すべきである。市町村においては、こうした工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者に適切に開示することが必要である。

基本計画で定める重点促進区域における地域経済牽引事業について、市町村が、法第十一条第一項に基づく土地利用調整計画を作成し、地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として土地利用調整区域を設定する場合には、土地利用調整区域は、地番単位で設定するものとする。

なお、基本計画の作成、市町村による土地利用調整計画の作成及び都道府県による同計画の同意に当たっては、都道府県において、庁内に部局横断的な調整の場や市町村に対するワンストップの相談窓口を設け、土地利用関係の諸計画等との整合を図りながら、調整が円滑に行われるよう取り組むことが望ましい。

(2)　土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重点促進区域については、農業関連施設を整備するなど、土地を農用地区域から除外せずに地域経済牽引事業の用に供することができる場合を除き、農用地区域外の土地を優先して設定するものとする。

土地利用調整区域については、遊休地を含め(1)において把握された工場適地や業務用地を優先して設定するものとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整について、次の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めるものとする。

①　農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、都市計画法に基づく市街化区域（非線引き都市計画区域にあっては用途地域）が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地利用調整区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

②　周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、

・　集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することにより、高性能機械による営農への支障が生ずる

・　小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすること。

③　面積規模が最小限であること

土地利用調整区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、地域経済牽引事業の用途に供するために必要最小限の面積であること。